

売掛金回収サービス販売会員規約

第1条（定義）

本規約において次の用語は次の意味を有するものとします。

1. 「当社」とは、「セイノーフィナンシャル株式会社（所在地：岐阜県大垣市田口町1番地）」をいいます。
2. 「本サービス」とは、当社が本件取引を成立させる目的で運営するインターネット上の Web サイト「売掛金回収サービス」（以下、「本サイト」といいます。）を通じて、当社が販売会員及び購入会員に提供するサービスをいいます。
3. 「販売会員」とは、売掛金回収サービス販売会員規約（以下、「本規約」といいます。）を承認の上、入会を申し込み、本サイトにおいて取扱商品を当社に対して販売することを、「売掛金回収サービス販売会員登録完了通知書」により当社より承認された法人のことをいいます。
4. 「購入会員」とは、購入会員規約を承認の上、入会を申し込み、本サイトにおいて取扱商品を当社より購入することを、「売掛金回収サービス購入会員登録完了通知書」により当社より承認された法人又は個人事業主をいいます。
5. 前項の「購入会員」の対象先は、販売会員が本サービス外で既に行っているか、もしくは、行おうとしている取引先（以下、あわせて「既存取引先」といいます。）をいい、販売会員が、「既存取引先」と本サービスでの取引を希望する場合は、「既存取引先」に対して、本サービスの入会の斡旋を行うものとします。
6. 「取扱商品」とは、本サイトにおいて当社が取扱う範囲の商品をいいます。
7. 「与信依頼登録」とは、購入会員から販売会員に対し、本サイト外で個別になされる注文（以下、「仮発注」といいます）を、販売会員が本サイト上で、その注文内容と当該購入会員を識別する情報（購入会員 ID を含むが、それに限定しない。）を入力する事により成立します。尚、与信依頼登録で販売会員が入力したデータは当社が管理するサーバに格納されます。
8. 「販売会員 ID」とは、「売掛金回収サービス販売会員登録完了通知書」に記載される販売会員固有の ID で、本サイト上で、販売会員を識別する ID をいいます。
9. 「購入会員 ID」とは、「売掛金回収サービス購入会員登録完了通知書」に記載される購入会員固有の ID で、本サイト上で、購入会員を識別する ID をいいます。
10. 「本件取引」とは、本規約及び購入会員規約に基づき本サイトを利用して成立する、販売会員及び当社間の売買契約並びに当社及び購入会員間の売買契約からなる、取扱商品に係る一連の取引をいいます。
11. 「商品売買代金」とは、本件取引により売買される商品の売買代金をいいます。なお、商品の売買代金以外に、販売会員と当社、当社と購入会員の間で、個別に合意した代金（送料を含みますが、それに限定しません。）がある場合は、その代金を含めた代金を「商品売買代金等」といいます。

- 1 2. 「購入会員の決済手段」とは、購入会員が、本サービスにおいて、商品売買代金等を決済するための支払方法をいいます。なお、購入会員が利用可能な決済手段は、掛払い、クレジットカード、前払い振込があります。当社は、購入会員からの入会申込を受け、購入会員に対し、その審査結果及び利用可能な決済手段を通知します。掛払いが利用可能な場合、購入限度額もあわせて通知します。
- 1 3. 「システム使用料金」とは、本件取引の商品売買代金等に対し、システム使用料率を乗じた金額をいい、決済及び回収手数料を含みます。

第2条（販売会員資格）

1. 販売会員は、本規約に基づき、本サイトにおいて取扱商品を販売することができます。
2. 販売会員は、本件取引に関し、その名義を第三者に利用させることや、販売会員としての資格を貸与、譲渡、売買又は質入れ等することはできないものとします。
3. 販売会員の加入・資格変更・資格停止・退会に関する審査・承認は、当社限りの判断で行えるものとし、販売会員は当社の判断に異議を述べることはできないものとします。

第3条（与信依頼登録画面等）

販売会員は、本件取引に必要な範囲で、与信依頼登録画面等（販売会員の与信依頼に関するデータの格納されたサーバ領域を含みます。）にアクセスすることができるものとします。販売会員による与信依頼登録画面等へのアクセスは、当社が販売会員に貸与する販売会員 ID とパスワードを利用して行うものとします。与信依頼登録画面の管理、変更、掲載事項に関しては、画面操作に関するマニュアル等に従うものとします。

第4条（ID・パスワード）

1. 販売会員は、販売会員が与信依頼登録画面等にアクセスするために当社が貸与するログイン ID（以下、ID といいます。）及びパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 販売会員は ID 及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買又は質入れ等することはできないものとします。
3. ID 及びパスワード並びに ID 及びパスワードを入力した装置の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は販売会員が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
4. 販売会員は、ID 若しくはパスワードを第三者に知られた疑いのある場合又は ID 若しくはパスワードが第三者に使用されている疑いのある場合には、速やかに当社にその旨を連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 販売会員は、定期的にパスワードを変更するものとし、これを怠ったことにより損害が生じても当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（取扱商品）

1. 販売会員は、本サイト上で商品を販売する場合、事前に当社に届け出た上、その承認を受

けるものとしします。

2. 販売会員が本サイト上で販売する取扱商品に応じて、本規約末尾に規定する特則が適用されます。
3. 本規約及び特則に齟齬がある場合には、特則が優先して適用されます。
4. 販売会員は、本サイト上で、酒類、たばこ、医薬品、医療機器その他販売するために許認可、免許又は届出等が必要となる物品の販売を行うことはできないものとしします。
5. 販売会員は、以下の物品について、販売することができないものとしします。
 - a. 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇物
 - b. 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器、毒物物質、サリン
 - c. わいせつ物、ポルノ、児童ポルノ、アダルトグッズ、ヌード写真、アダルトビデオ、アダルトゲーム、ブルセラその他公序良俗に反する物品
 - d. 売春、児童売春
 - e. 賭博、富くじ
 - f. 無限連鎖講、マルチ商法
 - g. 偽造された通貨、有価証券、会員権、公正証書（免許、旅券などを含む。）、文書、電磁的記録、デジタルコンテンツ
 - h. 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した取扱商品
 - i. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権、その他の他人の権利を侵害する商品など（例 偽ブランド商品、違法コピー商品など）
 - j. コンピュータウイルスを含むソフトウェア
 - k. 人体及び人体の一部
 - l. 個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報
 - m. 犯罪その他の法令違反行為
 - n. その他取引することが法令及び国際条約に違反する取扱商品
 - o. 生き物、鮮魚、精肉
 - p. その他当社が不相当と判断した取扱商品
6. 販売会員は、販売する取扱商品の内容及び販売・提供条件について、仮発注がなされる前に、販売会員が定める方法により、具体的かつ適切な説明を行うものとしします。
7. 販売会員は、販売する取扱商品についての説明が正確かつ真実であることを保証するものとしします。
8. 販売会員は、法令を遵守して取扱商品の販売を行うものとしします。
9. 販売会員が本規約に違反した販売をしようとする場合、その他当社が不相当と認める場合、当社は販売会員の資格の停止や、退会等の措置を講じることができるものとしします。

第6条（表明保証）

1. 販売会員は、本件取引の目的物について、販売会員が瑕疵のない完全な品質を有していること及び本件取引により担保権等の付着しない完全な所有権を当社に取得させることを保証します。
2. 販売会員は、取扱商品について、本件取引により、第三者の権利（第三者の知的所有権を

含みますが、これに限られません。)を侵害しないことを保証します。なお、当該商品の当社による購入又は当社による購入会員への販売等により第三者の権利が侵害された場合には、販売会員が一切の責任を負い、当社を免責します。

3. 販売会員は、取扱商品について、当社による購入又は販売において、法令に違反するものではないことを保証します。
4. 販売会員は与信依頼登録の前に、販売会員が定める方法により購入会員への説明の為に使用する文字、映像及びその内容が正確かつ真実であること、及び、これらが第三者の権利(知的所有権を含みますが、これに限られません。)を侵害しないことを保証します。
5. 販売会員は、与信依頼登録画面に記載し又はその他販売会員が定めた取引条件が法令に違反しないことを保証し、万一法令違反があった場合には販売会員が一切の責任を負うものとし、当社を免責します。
6. 本件取引の目的物に関する瑕疵担保責任その他法令上の一切の責任は、当社から購入会員への販売に係るものを含め、販売会員が全責任を負い、当社は一切免責されるものとし、当社を免責します。
7. 販売会員が本条各項のいずれかに違反し、当社又は購入会員に損害を与えた場合は、販売会員は、当社又は購入会員に対し、その損害を賠償するものとし、当社を免責します。

第7条 (与信依頼登録と購入内容確認)

1. 販売会員は、本件取引を行う場合は、購入会員からの仮発注に対し、本サイト上で与信依頼登録画面を使用し、当該購入会員に関する与信依頼登録を完了させるものとし、当社を免責します。
2. 当社は、前項の与信依頼登録が完了した場合に、当該購入会員に対し通知を行うものとし、当社を免責します。
3. 購入会員は、前項の通知に基づき、購入会員の判断により、本サイト上で購入の確認または、否認を行うものとし、当社を免責します。
4. 販売会員及び購入会員が当社から会員として承認を受けた場合でも、ある取扱商品について販売会員が与信依頼登録を行った場合に、必ず購入会員と当該取引商品についての本件取引を行うことができること、又は、当社から第11条に定める支払を受けられることを保証するものではありません。当社は、取扱商品の売上の可否を個別の取引ごとに当社限りで判断することができる権利を留保しています。

第8条 (売買)

1. 本件取引は、購入会員が当社所定の方式により購入確認を行い、本システムにその内容が登録されたときに、当社と販売会員の間で売買契約が成立します。
2. 本件取引において、販売会員は、購入会員の購入限度額を超えて、当該購入会員の購入申込みに対して取扱商品を販売することはできないものとし、当社を免責します。
3. 販売会員は、本件取引が成立した場合、当社に、第10条第3項の定めにより、システム使用料金を支払うものとし、当社を免責します。
4. 万一、第5条第5項の商品又は当社が販売するための法令上の許認可を得られていない商品が本サービスにおいて取引された場合には、本条第1項の規定に関わらず、当社は当該取引の当事者とはならず、販売会員と購入会員の間で直接売買契約が締結されたものとし、当社を免責します。

ます。

第9条（納品・検品・引渡し）

1. 販売会員は、本件取引の目的物を、購入会員に対し、直接、指定する納期に納品します。ただし、購入会員の決済手段が前払い振込の場合は、購入会員から当社への入金確認後に納品するものとします。納品のために要する送料の負担については、販売会員の別途定めるところに従うものとします。
2. 前項に基づき納品が行われたときは、購入会員が、当社に代わり検品を行い、合格した目的物につき引渡しを受けるものとします。購入会員が目的物の引渡しを受けたときは、当社も引渡しを受けたものとみなします。
3. 本件取引の目的物に関する危険負担は、引渡しの時に、販売会員から当社に移転するものとし、同時に当社から購入会員に移転するものとします。
4. 販売会員の納品した目的物につき瑕疵又はその他の不具合があった場合、販売会員が一切の責任をもって代替品の供給等の対応を行い、当社を免責するものとします。

第10条（会費及びシステム使用料金）

1. 販売会員が本サービスを開始する際の入会費は無料とします。
2. 販売会員が本サービスを利用する為の月次会費は無料とします。
3. 販売会員は、本件取引が成立した場合、当該取引に係る商品売買代金等に関し、所定の「お支払方法・条件等に関する規定」に定めるシステム使用料金を、当社に対して支払うものとします。
4. 当社は、販売会員が支払期日までに、システム使用料金等、本規約に基づく料金等（以下、「料金等」といいます。）の支払を行わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し、年14.6パーセントの割合で計算した額を、遅延損害金として販売会員に請求することができるものとします。
5. 販売会員が料金等を支払期日までに支払わないことにより、当社が催告その他の手続等に要した費用については販売会員の負担とします。

第11条（商品売買代金等の支払）

1. 本件取引が成立した場合、当社は、販売会員に対し、商品売買代金等を、所定の「お支払方法・条件等に関する規定」の定めに従い、支払うものとします。
2. 当社が本規約に基づき販売会員に対する商品売買代金等の支払債務その他の債務を負う場合、当社は、販売会員に対して有する金銭債権につき、その性質、弁済期限の如何にかかわらず、その債権額と債務額とを対当額にて相殺することができるものとします。
3. 本件取引の全部又は一部について、次の各号に掲げる事由により、当社が購入会員より支払を拒絶された場合、又は受領済みの商品売買代金等の返還を求められた場合は、販売会員は、当社から支払いを受けた商品売買代金等の全部又は一部を、当社の定める所定の方法により当社に返還するものとします。

また、販売会員が当該本件取引に係る商品売買代金等支払を受ける前の場合は、当社は、商品売買代金等の支払の全部又は一部を停止することができるものとします。

- ① 購入会員の同意の如何にかかわらず、商品を購入会員に対し納品していない場合。
- ② 商品に関し、数量の不足等がある場合。
- ③ 購入会員に納品した商品が、本件取引の目的物と異なる場合。
- ④ 商品に瑕疵がある場合。
- ⑤ 商品に破損がある場合（販売会員が運送等を第三者に委託した場合を含みます。）。
- ⑥ 商品が返品となった時。
- ⑦ 購入会員から当社又は販売会員に対して、商品に関するクレームがある場合。

第12条（規約違反等）

1. 販売会員が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに、又は一定の予告期間の後に、当社は、当社の定める期間、販売会員による本サービスの利用を禁止すること、又は販売会員の会員資格を取り消すことができるものとします。ただし、この場合、当社が受領した料金等を返還しないものとします。販売会員は、当社から販売会員資格取消の通知を受けた時点で、当社に対して本規約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。
 - ① 当社所定の書類を所定の期間内に提出されない場合
 - ② 販売会員につき本規約違反がある場合
 - ③ 本サービスの運営を妨害した場合
 - ④ 他の販売会員あるいは購入会員に不当に迷惑をかけたと当社が判断した場合
 - ⑤ 入会申込に虚偽の事実が含まれている場合
 - ⑥ 本サービスにおいて利用しうる情報の改ざんを行った場合
 - ⑦ 本規約に基づく料金等の支払いを遅延し、又は拒否した場合
 - ⑧ 公的な強制執行、仮差押、仮処分又は滞納処分がなされた場合
 - ⑨ 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続又はこれらに準ずる手続きの申し立てがなされた場合
 - ⑩ 営業の廃止若しくは変更又は解散をした場合
 - ⑪ 手形、小切手の不渡りがあった場合
 - ⑫ 信用状態が不安になったと当社が判断した場合
 - ⑬ 事業譲渡、合併等、事業に重大な変化が生じたことにより、本規約に基づく義務の履行が困難になるおそれがあると当社が判断した場合
 - ⑭ 公序良俗に違反した場合
 - ⑮ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を遵守していないと当社が判断したとき、又は自らが反社会的勢力であること若しくは反社会的勢力であったこと若しくは反社会的勢力の利用があったと当社が判断した時
 - ⑯ 本サービスの提供又は本サービスの運営に悪影響を及ぼす事由が存すると当社が判断した場合
2. 前項の措置により販売会員に損害が生じても、当社は、一切の損害を賠償しません。なお、販売会員が前項各号に該当したことにより当社が損害又は損失を被った場合、販売会員資格取消の有無に関わらず、当社は、販売会員に対し、被った損害及び損失の賠償を請求で

きるものとしします。

第13条（本サイト提供条件）

1. 当社は、メンテナンス等のために、事前の通知・予告を行い、本サイトの利用を停止又は変更することがあります。
2. 本サイトの提供を受けるために必要な機器、通信手段等は、販売会員の費用と責任で備えるものとしします。
3. 当社は、当社の権限が及ばないネットワーク上の障害により、事前の通知・予告なしに本サイトの利用を中断又は中止することがあります。
4. 当社は事前の通知・予告を行い、本サイトを廃止できるものとしします。
5. 当社は、本サイトを中断若しくは中止する場合、販売会員が第12条第1項規定の事由に該当すると当社が判断した場合、又は購入会員規約の規定に基づく場合、販売会員又は購入会員が本サイトを利用して登録したデータ等を事前に通知することなく削除できるものとしします。なお、本条によるデータ削除により生ずる損害及び損失に関し、当社は一切責任を負わないものとしします。

第14条（本サイトの利用可能時間）

本サイトの利用可能時間は1日24時間とし、1年365日いつでも利用することができます。

但し、以下の定期保守の日時はサービスを停止します。

定期保守の日時 奇数月の第三日曜日翌日 0：30 ～ 3：30

第15条（問合せサポート）

本サイト及び本サービスに関する問い合わせサポートは、以下のとおりとしします。

1. 受付方法：電話と電子メール
2. 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～18：00 但し、土日祝祭日、年末年始、ゴールデンウィーク、当社の定める休日、12：00～13：00を除く。

第16条（当社の責任）

1. 当社は、本サイトにおいて販売される取扱商品及び取引条件等に関する一切の事項について、何ら責任を負いません。
2. 当社は、販売会員及び購入会員に関する一切の事項について、何ら責任を負いません。
3. 当社は、本サイト又は本サービスに関連して、販売会員と購入会員又はその他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて、第26条第3項に規定する場合を除き、関知しません。
4. 販売会員は、法令の範囲内で本サービスを利用するものとしします。本サービスの利用に関連して販売会員が日本国又は外国の法令に違反した場合でも、当社は、一切責任を負わないものとしします。
5. 本規約において当社の免責について規定していない場合で、当社の責に帰すべき事由により販売会員に損害が生じた場合、当社は、通常の直接損害に限り、第10条により販売会員が過去6か月間に当社に支払った料金等の合計額を上限として賠償します。逸失利益、間接損

害等の特別の事情により生じた損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第17条（本サービス運用に関する免責）

当社は、本サービスの運用につき、その時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。当社は、以下のいずれかの事由により販売会員又は購入会員に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

- ① 通信回線障害等により、データ転送過程でデータ内容に損失、変形等があった場合。
- ② 保守作業、停電又は天災等の不可抗力、その他のやむを得ない理由により、本サービスの運営を定期的若しくは予告なく緊急に遅延若しくは中断した場合、又は回線の混雑等により回線接続不可能となる場合。

第18条（利用期間）

本サービスの利用期間は、当社から販売会員に発行する売掛金回収サービス販売会員登録完了通知書の発行日より6カ月間を経過する日の月末日（以下、「利用期間満了日」という。）までとします。利用期間満了日の3ヶ月前までに、当社又は販売会員のいずれか一方が相手方に対し書面による別段の申入れをしないときは、利用期間満了日の翌日から更に6か月間自動的に延長されるものとし、以後の期間満了に際しても同様とします。

第19条（退会）

1. 販売会員が退会を希望する場合、退会を希望する日の3ヶ月前までに当社が指定する方式にて当社に届け出ることにより、退会することができます。ただし、当社から販売会員に発行する売掛金回収サービス販売会員登録完了通知書の発行日より6カ月間を経過する日の月末日までは、退会できないものとします。また、月中における退会はできないものとします。
2. 当社は、販売会員が退会した場合も当社が既に受領した料金等を返還しないものとします。

第20条（秘密保持）

1. 販売会員及び当社は、本サービスの利用期間終了後といえども、本サービスに関連して相手方から提供を受け又は自ら知り得た相手方の情報について秘密を厳守し、本サービス以外の目的に利用せず、いかなる第三者に対してもこれを開示漏洩してはならないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
 - ① 本サービスに関連して相手方から提供を受け又は自ら知り得た時点で、秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 本サービスに関連して相手方から提供を受け又は自ら知り得た情報を利用することなく、独自に開発した情報
 - ④ 公知の情報及び自らの責によることなく公知となった情報
2. 前項の規定にかかわらず、法令又は政府機関等からの要請により情報の開示が必要となる場合、販売会員又は当社は、当該情報を開示することができます。

第21条（個人情報）

当社は、販売会員よりお預かりした、個人を識別しうる情報について、当社のホームページ内に掲載する「個人情報保護方針」の内容に従い、正しく維持管理いたします。

販売会員及び購入会員、当社は本サービスにより知り得た相手方の個人情報につき、本サービス以外の目的で利用してはならないものとします。

第22条（登録事項の変更）

販売会員は、登録事項に変更があった場合、すみやかに当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。かかる届出のない場合、当社は、登録事項の変更のないものとして取り扱うことができるものとします。

第23条（通知）

1. 当社が販売会員への周知が必要と判断したときは、本サービスに関する提供条件のほか必要な周知事項の通知を、販売会員が登録した電子メールアドレスへの電子メール送信又は当社が運営するWEBページ上への掲載などの方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、販売会員が登録した電子メールアドレスに送信された時点又は本サイトに掲載された時点（併用する場合はいずれか早い時点）をもって、効力を生ずるものとします。

第24条（注文の取消し）

1. 購入会員が、本サイト上で購入申込をした商品につき、購入の取消しを希望する場合は、販売会員に対し取消しの依頼をするものとします。
2. 当社は、販売会員が、前項の依頼に基づき、自己の判断で本サイト上で取消処理を行った場合に限り、当該注文の取消しを行います。
3. 本サイト上で、取消し可能な期間は、購入会員が本サイトでの購入確認後、販売会員が当該商品を発送する情報が本サービス上に登録される前までとし、その後については、第25条の返品の扱いとします。

第25条（返品）

1. 本件取引における返品の可否及び返品が可能な場合の返品の条件・手続等については、別途販売会員が定めるところによるものとします。
2. 購入会員からの返品に対する問合せ・クレーム等は、販売会員が責任を持って対処するものとし、当社は、一切責任を負わないものとします。
3. 購入会員から販売会員に対する返品の有無は、販売会員が当社に支払う第10条のシステム使用料に影響を与えないものとします。

第26条（クレーム処理）

1. 販売会員は、本件取引の目的物又は自己の定める取引条件等（納期、アフターサービスそ

の他第25条において定める返品に関する条件を含みます。以下、本条において同じ。)に関して、購入会員その他の第三者からクレームが生じた場合(訴訟の提起を含む。)には、自らの責任と費用で誠意をもって解決を図るものとします。

2. 販売会員は、販売会員又は購入会員に関する事項に関し、購入会員その他の第三者との間で紛争が生じた場合(訴訟の提起を含みます。)には、自らの責任と費用で誠意をもって解決を図るものとします。販売会員は、前項に基づくクレーム及び紛争を処理するに際しては、当社の意向を尊重し、適宜当社に報告するものとします。
3. 本件取引の目的物若しくは取引条件等又は販売会員若しくは購入会員に関する事項につき、購入会員その他の第三者から当社に対する訴えその他の紛争が提起され、当社において対応を要すると認めた時は、当社は販売会員の承諾を得ることなく、訴訟に応訴する等適切な措置をとることができるものとします。この場合、販売会員は、当社の請求に従い、誠意をもって紛争解決に協力するものとし、かかる紛争解決のために当社が支払いを要する費用(和解金、解決金、弁護士報酬等を含みますが、これらに限られません。)については、販売会員は当社の請求により直ちにこれを負担するものとします。

第27条(本規約の変更)

1. 当社は、販売会員の承諾なしに、予告なく本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、料金その他本サービスに関する一切の事項は変更後の規約によるものとします。
2. 本規約の変更を行う場合は、その旨を本サイト上に掲載することにより行うものとし、本規約の変更は、当該変更の内容を本サイトに掲載した時点から効力を生じるものとします。

第28条(権利義務の移転の禁止)

販売会員は、本規約に基づく契約上の地位又はこれに基づく権利義務について、その全部であれ一部であれ、当社に書面による同意なく譲渡、移転、担保提供等の処分することを禁じます。

第29条(準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第30条(管轄裁判所)

販売会員と当社との間で訴訟が生じた場合、岐阜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第31条(協議)

本規約に定めのない事項及び本規約の条項に疑義が生じた場合、販売会員と当社は、誠意を持って協議し解決を図るものとします。

平成26年10月1日制定

お支払方法・条件等に関する規定

1. 支払日パターン（当社が販売会員へ支払う日）

支払日パターン ※1
1. 15日払い
2. 月末払い

2. 会費（販売会員が当社へ支払う）

- (1) 入会費 無料
- (2) 月次会費 無料

3. システム使用料金（販売会員が当社へ支払う）

(1) 支払条件等

支払日パターン	請求締切日	支払期限	システム使用料金 ※5 (計算式: 商品売買代金等×システム使用料率)	支払方法
1. 15日払い	月末日	翌月15日※2	商品売買代金等の 3.2%	商品売買代等 より相殺 ※4
2. 月末払い	月末日	翌月末日 ※3	商品売買代金等の 3.0%	

(2) 指定運送事業者利用による割引

指定運送事業者	商品名	システム使用料金割引
西濃運輸株式会社及び同系列 の運送事業者	陸上輸送商品	0.1% (※5のシステム使用料率より割引)

4. 商品売買代金等の支払条件

支払日パターン	請求締切日	支払期限	支払金額	支払方法	振込手数料負担
1. 15日払い	月末日	翌月15日※2	商品売買代金等	銀行振込	販売会員
2. 月末払い	月末日	翌月末日 ※3	ー システム使用料金		

※1 入会時に支払日パターンを選択し申し込むものとします。

※2 支払期限当日が、金融機関の休日に当たる場合は、その翌営業日とします。

※3 支払期限当日が、金融機関の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

※4 商品売買代金等から相殺できない場合には、請求書を発行します。販売会員は、翌月末日までに銀行振込により支払うものとし、その場合の振込手数料は、販売会員の負担とします。なお、月末日が金融機関の休日に当たる場合は、その前営業日に支払うものとします。

※5 決済手段が前払い振込の場合は、システム使用料金を商品売買代金等の1.0%とします。

決済手段がクレジットカードの場合は、表示のシステム使用料金に商品売買代金等の1.0%が加算されます。

平成26年10月1日制定

加工食品に関する特則

本特則は、販売会員が本サービスで販売する商品が、以下に定義する加工食品に該当する場合（以下、該当する取扱商品を「当該取扱商品」といいます）について、本規約に追加して優先して適用される特則です。

1. 本特則における各用語の定義は次のとおりです。
 - ① 「加工食品」とは、原材料である生鮮食品を加工し、処理した食品（菓子、清涼飲料水、栄養補助食品、健康補助食品、サプリメントなどを含み、また保険機能食品を含みますが、これらに限りません）をいいます。
 - ② 「関連諸法令」とは、加工食品を販売、広告する上で適用される全ての法律、規則、命令並びに所轄官庁のガイドライン、通知及び告示等をいい、健康増進法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律等を含みますがこれに限りません。
2. 販売会員は、当該取扱商品について、自ら加工食品を販売するために必要な全ての許可、認可、免許又は届出等を取得しており、自らが関係諸法令を遵守していることを保証するものとします。
3. 販売会員は、当該取扱商品を本サービスで販売するにあたり、本規約及び特則に同意の上、当社が指定する「加工食品の取扱いに関する誓約書」を提出するものとします。
4. 当社は、事前の予告なくいつでも以下の措置を行うことができるものとし、販売会員は、これに予め同意するものとします。
 - ① 当社は、本サービスの取扱商品の基準を随時任意に見直すことができ、その結果当該取扱商品がかかる基準に適合しなくなった場合には、販売会員に対する通知により、直ちに取扱を取り消すことができるものとします。かかる場合、当社は当該取扱商品を本サービスから直ちに削除することができるものとします。
 - ② 当該取扱商品又はその表示内容等に法律上問題があると当社が任意な判断により認めた場合、当社は販売会員に対する通知により直ちに取扱を取り消すことができるものとします。かかる場合、当社は当該取扱商品を本サービスから直ちに削除することができるものとします。
 - ③ 当社は、販売会員に対して、何らの予告なく、いつでも本特則第2項及び第3項を遵守している旨を確認するため、その関係書類の提出を求め、当該取扱商品のサンプルの提出を求め、又は関係各省庁（都道府県相談窓口を含む）への相談依頼とその回答結果の提出を求め、5営業日以内に採らなかつた場合には、当社は何らの催告なく以下の措置を行うことができるものとします。
 - (1) 当該取扱商品の取扱の停止・取消
 - (2) 本規約及びその個別契約の解約

5. 本規約第6条（表明保証）及び第26条（クレーム処理）の販売会員の責任に加え、販売会員は、当社の次の損害についても補償するものとするものとします。

販売会員が本特則第2項の保証に違反したこと、販売会員が本特則第3項記載の誓約書に違反したこと、又は販売会員が本サービス上で販売する当該取扱商品に関する内容について、関係官庁その他第三者からかかる販売に関連して法令違反などの指摘を受けたことに起因して、当社に発生した直接又は間接の損害。

生鮮食品に関する特則

本特則は販売会員が本サービスで販売する商品が、以下に定義する取扱可能生鮮食品に該当する場合（以下、該当する取扱商品を「当該取扱商品」といいます）について、本規約に追加して優先して適用される特則です。

1. 本特則における各用語の定義は次のとおりです。
 - ① 「生鮮食品」とは、新鮮であることが求められる食品で、野菜・果物・鮮魚・精肉などの食材をいいます。
 - ② 「当該取扱商品」とは、前号の「生鮮食品」の中で、野菜及び果物をいい、本サービスでの販売可能な商品とします。
 - ③ 「関連諸法令」とは、「当該取扱商品」を販売、広告する上で適用される全ての法律、規則、命令並びに所轄官庁のガイドライン、通知及び告示等をいい、健康増進法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律等を含みますがこれに限りません。
2. 販売会員は、「当該取扱商品」について、自ら販売するために必要な全ての許可、認可、免許又は届出等を取得しており、自らが関係諸法令を遵守していることを保証するものとします。
3. 販売会員は、「当該取扱商品」を本サービスで販売するにあたり、本規約及び特則に同意の上、当社が指定する「生鮮食品の取扱いに関する誓約書」を提出するものとします。
4. 当社は、事前の予告なくいつでも以下の措置を行うことができるものとし、販売会員は、これに予め同意するものとします。
 - ① 当社は、本サービスの取扱商品の基準を随時任意に見直すことができ、その結果当該取扱商品がかかる基準に適合しなくなった場合には、販売会員に対する通知により、直ちに取扱を取り消すことができるものとします。かかる場合、当社は当該取扱商品を本サービスから直ちに削除することができるものとします。
 - ② 当該取扱商品又はその表示内容等に法律上問題があると当社が任意な判断により認めた場合、当社は販売会員に対する通知により直ちに取扱を取り消すことができるものとします。かかる場合、当社は当該取扱商品を本サービスから直ちに削除することができるものとします。

③ 当社は、販売会員に対して、何らの予告なく、いつでも本特則第2項及び第3項を遵守している旨を確認するため、その関係書類の提出を求めること、当該取扱商品のサンプルの提出を求めること又は関係各省庁（都道府県相談窓口を含みます）への相談依頼とその回答結果の提出を求めることができるものとします。また、販売会員が、当社から求められた対応を、5営業日以内に採らなかった場合には、当社は何らの催告なく以下の措置を行うことができるものとします。

- (1) 当該取扱商品の取扱の停止・取消
- (2) 本規約及びその個別契約の解約

5. 本規約第6条（表明保証）及び第26条（クレーム処理）の販売会員の責任に加え、販売会員は、当社の次の損害についても補償するものとします。

販売会員が本特則第2項の保証に違反したこと、販売会員が本特則第3項記載の誓約書に違反したこと、又は販売会員が本サービス上で販売する当該取扱商品に関する内容について、関係官庁その他第三者からかかる販売に関連して法令違反などの指摘を受けたことに起因して、当社に発生した直接又は間接の損害。

ブランド品に関する特則

本特則は、販売会員は本サービスで販売する商品が、ブランド品（輸入品及び国内ライセンス品を含みます）に該当する場合（以下、該当する取扱商品を「当該取扱商品」といいます）について、本規約に追加して優先して適用される特則です。

1. 販売会員は、当該取扱商品について、次の事項を保証するものとします。
 - ① 当該ブランド・メーカーにより又は当該ブランド・メーカーから正規のライセンスを受けたライセンシーにより製造された真正品であること。
 - ② 適切な流通経路を通じて、適法に取得したものであり、そのことを証明する通関証明書、請求書、領収書等（以下、「証明書類」といいます）を保持していること。
 - ③ 当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権を侵害するものでないこと。

2. 当社は、販売会員に対して、何らの予告なく、いつでも証明書類の提出を求めるものとします。また、販売会員が、当社から求められた種類の証明書類の全てを、5営業日以内に当社に提出しない場合には、当社は何らの催告なく以下の措置を行うことができるものとします。
 - ④ 当該取扱商品の取扱の停止・取消
 - ⑤ 本規約及びその個別契約の解約

3. 本規約第6条（表明保証）及び第26条（クレーム処理）の販売会員の責任に加え、販売会員は、販売会員の帰責性の有無にかかわらず、以下の義務を負うものとします。
 - ① 販売会員が本特則第1項の保証に違反した場合、又は同項の違反事由に該当するものとして第三者より販売会員若しくは当社に対して何らかの請求があった場合、販売会員は、当社を防御し、当社に発生した直接又は間接の損害を補償するものとします。
 - ② 販売会員が本特則第1項の保証に違反した場合、又は同項の違反事由に該当するものとして第三者より販売会員若しくは当社に対して何らかの請求があった場合、販売会員は、当社と協議の上、商品の回収等の適切な措置を講じるものとします。

4. 販売会員が本サービスに海外ブランド商品を取扱商品として販売する場合には、当社所定の「海外ブランド商品販売に関する誓約書」を提出し、当該取扱商品の販売を行うものとします。販売会員は、販売会員が当該誓約書に違反したことに起因して当社に発生した直接又は間接の損害を補償するものとします。

化粧品および医薬部外品に関する特則

本特則は、販売会員が本サービスで販売する取扱商品が、薬事法に定める「化粧品」ならびに「医薬部外品」に該当する場合（以下、該当する取扱商品を「当該取扱商品」といいます）について、本規約に追加して優先して適用される特則です。

1. 販売会員は、当該取扱商品について、自ら又は第三者をして製造業及び製造販売業の許可を適切に取得しており、自ら又は当該第三者が関連諸法令を遵守していることを保証するものとします。
2. 販売会員は、当該取扱商品を本サービスで販売するにあたり、本規約及び特則に同意の上、当社が指定する「化粧品および医薬部外品の取扱いに関する誓約書」を提出するものとします。
3. 本規約第6条（表明保証）及び第26条（クレーム処理）の販売会員の責任に加え、販売会員は、当社の次の損害についても補償するものとします。

販売会員が本特則第1項の保証に違反したこと、販売会員が本特則第2項に違反したこと、又は販売会員が本サービス上で販売する当該取扱商品に関する内容について、関係官庁その他第三者からかかる販売に関連して法令違反などの指摘を受けたことに起因して、当社に発生した直接又は間接の損害。